

阿仁川漁業協同組合
内共第19号第20号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、阿仁川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第19号第20号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、やつめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、がら掛け又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り又は竿釣りによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
投網・刺し網	網目1.5cm以上
刺し網	網の全長10m以下

2 阿仁川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣り又は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

3 漁場において、アユ釣りのルアー釣りを禁止とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
-----	-----

あゆ	7月1日から10月15日までの期間内で組合が定める期間
あゆ (網類、がら掛け)	8月1日から10月15日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
やつめ	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定める期間

2 あゆ、やつめについて、内共第20号漁場（萩形ダム上流）は除く。

3 前項の公表は、組合事務所、遊漁券販売所、組合ホームページに掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種・区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

魚種	区域	期間
やつめ	北秋田市新田目橋上流300mから600mまでの区域	5月1日から9月30日まで
全魚種	北秋田市高長橋下流から300mまで	9月20日から9月30日まで
	北秋田市米内沢根小屋頭首工の上流200mから下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	北秋田市米内沢本城頭首工上流200mから下流100mまでの区域	
	北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流100mまでの区域	
	小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流100mまでの区域	
	北秋田市阿仁中ノ又起点から下流打当合流点までの区域	
	北秋田市阿仁ヒヤコ沢起点から下流中ノ沢合流点までの区域	
	北秋田市立又沢起点から下流打当川合流点までの区域	
	北秋田市阿仁小五郎沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市阿仁外ノ倉沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市阿仁高ヒバ沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市阿仁木滝沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市水尻沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市阿仁大冷水沢起点から下流立又沢合流点までの区域	
	北秋田市森吉ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起点並びに赤水沢起点までの区域	
堀内沢第1堰堤の上流50m、下流50mまでの区域		
杉沢発電所取水口の上流50m、下流50mまでの区域		

森吉山ダム内の禁漁区域指定場所

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことは出来ず、採捕した場で再放流（リリース）をしなければならない

ア魚種	イ区域	ウ期間
いわな・やまめ	打当川上流前山地区前山橋から中ノ又橋までの区域	4月1日から9月20日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm
やつめ	30cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、高校生のときは半額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	とも釣り	日券1,500円 年券8,000円
	がら掛け	年券8,000円
	投網・刺網	年券8,000円
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	日券1,500円 年券6,000円
うぐい	手釣り・竿釣り	年券2,000円
	投網	年券5,000円
やつめ	やす突き	年券4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、竿釣りの場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(1) 阿仁川漁業協同組合

北秋田市米内沢字柳原9番地3

(2) 菊地おとり店

北秋田市小又字下川端201番地

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (3) 阿仁川アユセンター | 北秋田市米内沢字柳原 3 9 番地 1 |
| (4) 太田松寿 | 北秋田市小又字小又 1 番地 |
| (5) マタギの里観光開発株式会社 | 北秋田市阿仁打当字仙北渡道上 6 7 番地 |
| (6) 松橋旅館 | 北秋田市阿仁比立内字前田表 4 6 番地 1 |
| (7) 木村精肉店 | 北秋田市阿仁比立内字前田表 4 1 番地 2 |
| (8) 近藤一雄 | 北秋田市阿仁銀山字下新町 9 9 番地 |
| (9) 萩形キャンプ場管理棟（積雪期閉鎖） | 北秋田郡上小阿仁村沖田面字萩形 2 番地 |
| (10) 前田商業会売店（四季美館） | 北秋田市阿仁前田字大道上 3 番地 1 |
| (11) 株式会社道の駅ふたつ | 能代市二ツ井町小繫字泉 5 1 番地 |

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで (ただし、内共第13号、内共第22号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和6年1月1日から施行する。

